

舞鶴都市計画  
伝統的建造物群保存地区の決定

計 画 書  
(舞鶴市決定)

令和8年4月

舞 鶴 市

## 舞鶴都市計画 伝統的建造物群保存地区の決定（舞鶴市決定）

舞鶴都市計画伝統的建造物群保存地区を次のように決定する。

種類	面積	備考
伝統的建造物群保存地区 （吉原地区）	約8.9ha	

「位置及び区域は表示のとおり」

理由

別紙理由書のとおり

# 理 由 書

## 舞鶴都市計画 伝統的建造物群保存地区の決定（舞鶴市決定）

吉原地区は、江戸時代に田辺城下に成立した「獵師町」がその前身であり、現在地への移転後も漁業を中心として営まれてきた長い歴史と特有な景観を留める全国的に極めて貴重な存在であります。

間口の狭い敷地に建てられた家屋が並ぶ街路、漁業を営む上で重要な要素である地区を東西に分ける入江、その入江の左右に面して設けられ、現在でも残る舟屋と舟屋を改造した建物群、これらは吉原の歴史的価値を形成する重要な要素であることから、このような舞鶴市を特徴づける歴史的な価値の高い町並みを市民共有の財産として後世に守り伝えるため、保存すべき区域を都市計画に定めるものです。



舞鶴都市計画伝統的建造物群保存地区の  
決定計画図  
吉原地区

